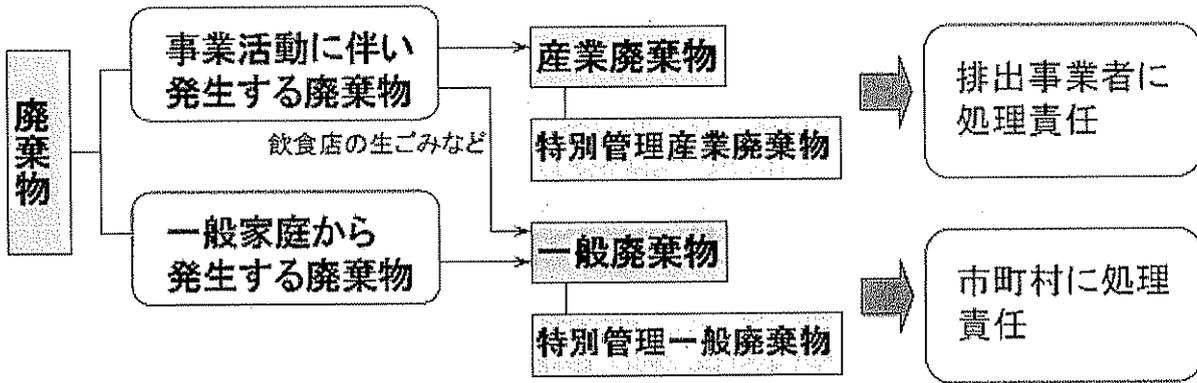


廃棄物処理法の概要

廃棄物の種類と区分

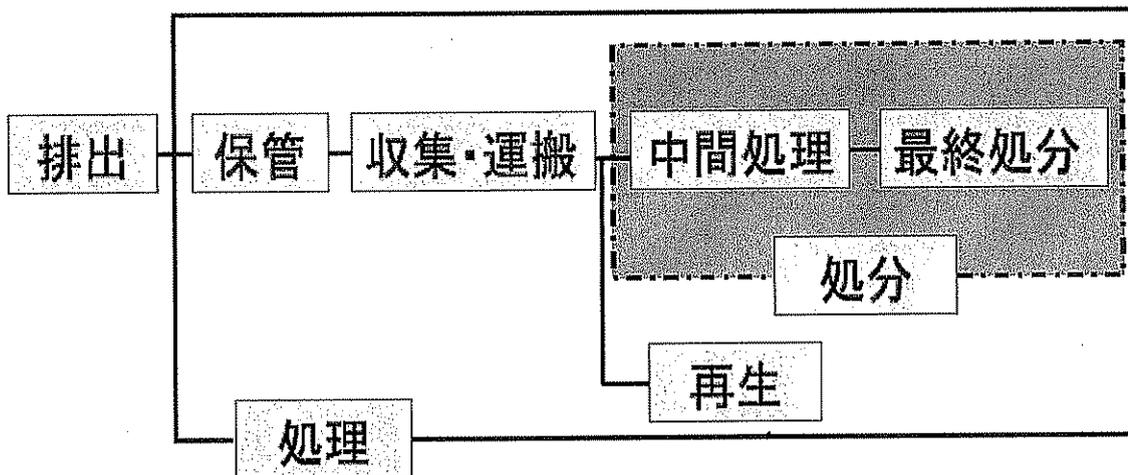


- 20種類の産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に区分
- 責任論で区分されているので、同じ物でも一般廃棄物・産業廃棄物の双方に該当し得る。

産業廃棄物 (20種類)

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲ばいじん ⑳①～⑲を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

産業廃棄物の処理とは



産業廃棄物を処理するときは、廃棄物処理法に定める処理基準を遵守しなければならない。

- 排出事業場内での保管 → 保管基準
 - 排出事業場外での保管 → 保管基準
 - 収集・運搬 → 収集・運搬基準
 - 処分 → 中間処理基準・埋立処分基準
- } → 処理基準

埋立処分基準の概要

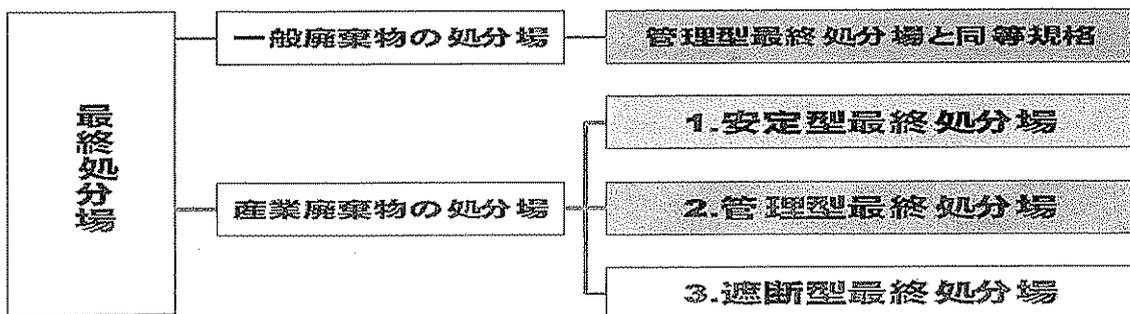
共通事項

- 産業廃棄物が飛散・流出しないようにすること
- 周囲に囲いを設け、産業廃棄物の埋立地である旨を表示すること
- ネズミ・蚊・ハエその他の害虫が発生しないようにすること
- 埋立処分を終了する場合は、表面を覆土すること
- 埋立地からの浸出液によって公共水域や地下水を汚染しない措置を講ずること

個別事項(管理型処分場関連)

- 廃プラスチック類は、中空の状態でないように、かつ、最大径が概ね15cm以下に破碎、切断すること
- ゴムくずは、最大径が概ね15cm以下に破碎、切断すること
- 汚泥は、含水率85%以下に脱水すること
- 燃えがら、汚泥、鉱さいは、重金属等の溶出試験結果が判定基準に適合していること
- 廃油、廃酸、廃アルカリは埋立処分禁止 等

最終処分場の分類



管理型最終処分場の設置例

